平成２７年（フ）第８４号
石川県小松市沖町ツ84番地　帝人アパート２号室
債務者　疋田　忠則
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第２３３号
福井市和田東１丁目615番地　メゾン・ド・シャンポールＡ棟102
債務者　田中　優香（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３４号
福井県越前市馬上免町第１号４番地　市営住宅28号
債務者　山田　正一
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１８７号
徳島県徳島市下町本丁22番地の11
債務者　新居　　志
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９４号
徳島県鳴門市撫養町黒崎字松島６番地２　ピースシーサイド黒崎205号、旧住所徳島県鳴門市撫養町黒崎字松島６番地２　井川マンション112
債務者　佐藤　幸二
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２００号
徳島県板野郡板野町矢武字南川窪32番地１　オレンジハウス２－Ｂ、旧住所徳島県吉野川市川島町**来**村297番地６
債務者　那須　　勇
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０１号
徳島県板野郡松茂町広島字南ノ川39番地19、旧住所徳島県板野郡松茂町満穂字満穂開拓69番地１　ペニーレインⅠ　103号
債務者　**未**見　浩子（旧姓笹部）
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５２号
熊本県荒尾市桜山町４丁目７番32号３桜山団地市営住宅1130号
債務者　松村　友美（旧姓菊川）
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第１６３３号
名古屋市港区当知３丁目3905番地　当知住宅４棟814号、従前の住所名古屋市港区入場２丁目406番地　アマービレ203号
債務者　鵜飼　知映
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６４１号
愛知県あま市小橋方南山西154番地２　小橋方コーポラスＡ棟1002号
債務者　森　　圭子
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６６０号
名古屋市昭和区川名本町１丁目47番地の２　レイナビル２階２Ａ号
債務者　森田　清美
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４５４号
神奈川県小田原市城内２番16号　オクツビル301
債務者　成　　春夏
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４５７号
神奈川県平塚市四之宮３丁目６番33－502号　新倉ビル
債務者　吉田利栄子
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１３６２号
名古屋市港区泰明町３丁目３番地　泰明南荘Ｔ－６棟205号
債務者　鍛島　晴美
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５２０号
名古屋市南区戸部町２丁目78番地２　サニーテラス戸部302号室、住民票上の住所愛知県大府市長草町山口67番地の９
債務者　日髙　涼二
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第２１８号
相模原市緑区橋本１丁目16番６号
破産者　三和ホーム株式会社
1　決定年月日　平成27年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部